URL:https://www.hyogo-houjin.or.jp/

Vol.152

2023.4

経営革新等支援機関 ひょうご税理士法人

塚口本店:尼崎市南塚口町 2-6-27 /TEL06-6429-1301 塚口支店:尼崎市南塚口町 2-12-18 /TEL06-6940-6421 川西支店:川西市栄根 2-6-37 /TEL072-767-7770

相続土地国庫帰属制度について

令和5年4月27日より「相続したが不要な土地」を国に引き取ってもらうことが出来る制度が始まります。 ただし、この制度を活用するためには以下のような手順と要件がありますのでご注意ください。

適用を受けるための手順

手順①法務局へ相談 事前予約を行い、必要資料を準備して法務局に相談にいきます。

<u>手順②申請書類の作成・提出</u> 承認申請書などを作成し、審査手数料と合わせて法務局に提出します。

手順③承認後に負担金を納付 法務局の審査が降りた場合、下記の要件3の負担金を納付します。

※過去に例のない新しい制度のため、制度開始当初は承認申請の受付後、半年~1年程の期間がかかると想定されています。

適用のための各種要件

要件①対象者 基本的に相続や遺贈で土地を取得した相続人の方が対象となります。

- 単独所有の土地:相続等により土地の全部または一部を取得した方
- 共有所有の土地:相続等により土地の全部または一部を取得した共有者(共有者全員で申請する必要がある) ※ただし相続以外で取得した共有者がいる場合でも、相続で取得した方と共同申請する場合は申請可能です。

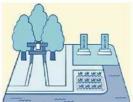
要件②対象外となる土地 以下のような土地は対象外となりますのでご注意ください。



建物がある土地



担保権や使用収益権が 設定されている土地



他人の利用が 予定されている土地



特定の有害物質によって 土壌汚染されている土地



境界が明らかでない土地や 所有権の存否や範囲などの 争いがある土地



一定の勾配・高さの崖が あるため管理に過分な 費用や労力がかかる土地



土地の管理や処分を阻害する 有体物が地上にある土地



土地の管理や処分のために 隣接する土地の所有者との 除去しなければいけない 有体物が地下にある土地



争訟によらなければ 管理・処分ができない土地



その他、通常の管理や処分 にあたって過分な費用と 労力がかかる土地

参考:政府広報オンライン https://www.gov-online.go.jp/useful/article/202303/2.html

要件③審査手数料と負担金 審査手数料と、地目ごとにかかる負担金を納付する必要があります。

審査手数料	一律14,000円/一筆
	+
①宅地	面積に関わらず20万円/一筆 ※一部の市街地は面積に応じて算定
②田・畑	面積に関わらず20万円/一筆 ※一部の市街地、農用地区域等は面積に応じて算定
③森林	面積に応じて算定/一筆
④雑種地・原野など	面積に関わらず20万円/一筆

同じ種目の土地が隣接し ていれば負担金の合算申 出をして負担金を安くす ることが出来ますよ



※内容に関するお問合せ・ご相談はひょうご税理士法人までお願いします。(担当:加藤)